

外ヶ浜町移住支援事業における地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1 外ヶ浜町は、あおもり創生総合戦略及び外ヶ浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の外ヶ浜町内への移住を伴う県内就職を支援するため、青森県と共同して行う外ヶ浜町移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、外ヶ浜町に移住する見込みの者が、支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとする。

支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2 支援金の金額は、以下の金額とする。

- (1) 東京圏からの就職活動に要した交通費 当該経費の2分の1の額（上限17,000円）
- (2) 東京圏からの移転費 当該経費（上限108,000円）

(交付回数)

第3 交付対象者1人につき1回を限度とする。

(対象者要件)

第4 次の(1)及び(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- ② 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住している。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 外ヶ浜町内に移住したこと。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、青森県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- ② 青森県において支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- ③ 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- ④ 外ヶ浜町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に青森県内に所在する企業等に就職し、外ヶ浜町に移住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他青森県又は外ヶ浜町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が青森県内に所在する企業等に、大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等ではないこと。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付の申請)

第5 支援金の申請者は、町長が定める期日までに、地方就職支援金交付申請書（様式1-1、1-2又は1-3）、内定先企業による就業証明書（様式2）、在学証明書、交通費・移転費の領収書、及び本人確認書類に加え、第4（1）及び（2）の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 移住元の在住地がわかる住民票の写し等
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6 町長は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知する。

審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7 町長は、第6の規定により交付決定を行った申請者に対しては、原則として申請から3か月以内に支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第8 青森県及び外ヶ浜町は、青森県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、青森県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9 町長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、青森県内での転居については返還を求めないものとするが、外ヶ浜町から青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。
- (イ) 在学中に交通費を申請する場合は、申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合。
- (ウ) 在学中に交通費を申請する場合は、申請から1年以内に外ヶ浜町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に外ヶ浜町に住民票がある場合を除く。）
- (エ) 就業開始日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に青森県内の別の企業に就業する場合を除く。）
- (オ) 外ヶ浜町への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で外ヶ浜町から転出した場合

(2) 半額の返還

外ヶ浜町への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に外ヶ浜町から転出した場合

(返還免除)

第10 支援金受給者は、第9に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、地方就職支援金返還免除申

請書（様式4）及び返還免除理由を証する書類により、外ヶ浜町に返還の免除を申請できるものとする。

- 2 町長は、前項の申請を受理した場合、青森県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を地方就職支援金返還免除承認通知書（様式5）又は地方就職支援金返還免除不承認通知書（様式6）により当該申請者に通知するものとする。

（返還請求に係る情報共有）

- 第11 外ヶ浜町は、支援金の交付を受けた者が青森県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に地方就職支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知する。

支援金の交付を受けた者が青森県内の他市町村から外ヶ浜町に転入し、その後青森県外に転出した場合は、支援金の支給市町村に対してその旨通知する。

また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

（雑則）

- 第12 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、青森県と外ヶ浜町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。